

○学校以外の教育機関等設置に関する条例（昭和三十二年三月二十七日条例第十四号）

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十条、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条の規定により、県に学校以外の教育機関等及びその他の施設を設置する。

（名称、位置及び事業内容）

第二条 前条の教育機関等の名称、位置及び事業内容は、次のとおりとする。

名称	位置	事業内容
石川県立図書館	金沢市	図書館法第三条各号に掲げる事項に関すること。
石川県立美術館	金沢市	美術品収集、保管及び展示並びに美術に関する調査研究及び指導に関すること。
石川県立歴史博物館	金沢市	歴史民俗文化財の収集、保管及び展示並びに歴史民俗文化財に関する調査研究及び指導に関すること。
石川県立白山ろく民俗資料館	白山市	白山ろくの民俗資料の収集、保管及び展示並びに白山ろくの民俗資料に関する調査研究に関すること。
石川県立生涯学習センター	金沢市	生涯学習に関する情報、学習機会及び学習の場の提供等生涯学習活動の振興に関すること。
石川県立輪島漆芸技術研修所	輪島市	漆地、髹漆、蒔絵及び沈金の技術伝承者の養成等に関すること。
石川県教員総合研修センター	金沢市	教育関係職員の研修及び教員養成に関すること。
石川県金沢城調査研究所	金沢市	金沢城の調査研究及び普及に関すること。

2 前項に規定する石川県立生涯学習センターに、分室として、石川県立生涯学習センター能登分室を輪島市に置く。

3 前条のその他の施設の名称、位置及び事業内容は、次のとおりとする。

名称	位置	事業内容
石川県立白山青年の家	白山市	団体宿泊訓練により健全な青年の育成を図るための研修等に関すること。
石川県立白山ろく少年自然の家	白山市	集団宿泊訓練及び野外活動により心身ともに健全な少年の育成を図るための諸事業に関すること。
石川県立鹿島少年自然の家	鹿島郡中能登町	集団宿泊訓練及び野外活動により心身ともに健全な少年の育成を図るための諸事業に関すること。
石川県立能登少年自然の家	鳳珠郡能登町	集団宿泊訓練及び野外活動により心身ともに健全な少年の育成を図るための諸事業に関すること。

石川県埋蔵文化財センター	金沢市	埋蔵文化財の保存及び活用並びに埋蔵文化財に関する調査研究に関すること。
石川県立自然史資料館	金沢市	自然史資料の収集、保管及び展示並びに自然史資料に関する調査研究及び普及に関すること。

(職員)

第三条 教育機関等に長、専門的職員、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家、石川県立能登少年自然の家、石川県埋蔵文化財センター及び石川県立自然史資料館（以下「指定管理者管理施設」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 知事が指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定管理者管理施設の利用の促進に関する業務
- 二 指定管理者管理施設の施設、設備及び備品（以下「指定管理者管理施設の施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 三 指定管理者管理施設（石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家及び石川県立能登少年自然の家に限る。次号において同じ。）の使用の承認に関する業務
- 四 指定管理者管理施設の使用料の徴収に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理施設の管理に関し、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第六条 第四条の規定による指定を受けようとする者（次条第四号において「申請者」という。）は、規則で定める申請書に指定管理者管理施設の管理の業務に関する事業計画書（次条において「事業計画書」という。）その他知事が別に定める書類を添えて、知事が定める期間内に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第七条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により、指定管理者管理施設を最も適切に管理できると認める者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画書の内容が、最少の経費で指定管理者管理施設の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画書の内容が、最少の経費で指定管理者管理施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- 四 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

(指定管理者による管理の基準)

第八条 指定管理者は、開館時間及び休館日その他の規則で定める事項を遵守し、指定管理者管理施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第九条 指定管理者（その者が法人である場合にあっては、その役員）及びその職員並びにこれらの者であった者は、指定管理者管理施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等への措置)

第十条 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により、知事が指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなった業務は、知事が行うものとする。

2 前項の規定により、知事が第五条第四号に掲げる業務を行う場合における石川県立白山青年の家使用料条例（昭和四十四年石川県条例第四十七号）第二条第四項及び石川県立少年自然の家使用料条例（昭和四十八年石川県条例第二十四号）第二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者」とあるのは、「県」とする。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、教育機関等及びその他の施設の運営管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 石川県立図書館設置条例（昭和二十五年石川県条例第三十四号）は廃止する。

附 則（平成十九年七月四日条例第五十二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第一条の規定による改正後の学校以外の教育機関等設置に関する条例の規定による石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家、石川県立能登少年自然の家及び石川県立自然史資料館の指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前において、この条例による改正前の各条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の各条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成二十九年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。